

ID: 221

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市特定公共賃貸住宅条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第146号		
【根拠条文】 (家賃等) 第12条 特定公共賃貸住宅の家賃は、法第13条第1項の規定に基づき省令第20条第1項及び第2項に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定める。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。 (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。 (2) 近傍同種の民間の賃貸住宅又は法に基づく特定優良賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。 (3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。 3 前2項に定めるもののほか、特定公共賃貸住宅の家賃及び敷金については、市営住宅条例第16条から第20条(第16条第1号及び第19条第2項を除く。)までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日